議案第159号

さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条 例の制定について

さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例を 次のように定める。

平成24年11月28日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条 第3条)
- 第2章 指定居宅サービス事業者の指定に関する要件(第4条)
- 第3章 訪問介護
 - 第1節 基本方針(第5条)
 - 第2節 人員に関する基準(第6条・第7条)
 - 第3節 設備に関する基準(第8条)
 - 第4節 運営に関する基準(第9条 第42条)

第4章 訪問入浴介護

- 第1節 基本方針(第43条)
- 第2節 人員に関する基準(第44条・第45条)
- 第3節 設備に関する基準(第46条)
- 第4節 運営に関する基準(第47条 第54条)

第5章 訪問看護

- 第1節 基本方針(第55条)
- 第2節 人員に関する基準(第56条・第57条)
- 第3節 設備に関する基準(第58条)
- 第4節 運営に関する基準(第59条 第70条)
- 第6章 訪問リハビリテーション
 - 第1節 基本方針(第71条)

- 第2節 人員に関する基準(第72条)
- 第3節 設備に関する基準(第73条)
- 第4節 運営に関する基準(第74条 第80条)
- 第7章 居宅療養管理指導
 - 第1節 基本方針(第81条)
 - 第2節 人員に関する基準(第82条)
 - 第3節 設備に関する基準(第83条)
 - 第4節 運営に関する基準(第84条 第89条)
- 第8章 通所介護
 - 第1節 基本方針(第90条)
 - 第2節 人員に関する基準(第91条・第92条)
 - 第3節 設備に関する基準(第93条)
 - 第4節 運営に関する基準(第94条 第104条)
 - 第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する 基準
 - 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第105条・第106条)
 - 第2款 人員に関する基準(第107条・第108条)
 - 第3款 設備に関する基準(第109条・第110条)
 - 第4款 運営に関する基準(第111条 第122条)
- 第9章 通所リハビリテーション
 - 第1節 基本方針(第123条)
 - 第2節 人員に関する基準(第124条)
 - 第3節 設備に関する基準(第125条)
 - 第4節 運営に関する基準(第126条 第133条)
- 第10章 短期入所生活介護
 - 第1節 基本方針(第134条)
 - 第2節 人員に関する基準(第135条・第136条)
 - 第3節 設備に関する基準(第137条・第138条)
 - 第4節 運営に関する基準(第139条 第155条)

- 第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営 に関する基準
 - 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第156条・第157条)
 - 第2款 設備に関する基準(第158条・第159条)
 - 第3款 運営に関する基準(第160条 第168条)
- 第11章 短期入所療養介護
 - 第1節 基本方針(第169条)
 - 第2節 人員に関する基準(第170条)
 - 第3節 設備に関する基準(第171条)
 - 第4節 運営に関する基準(第172条 第184条)
 - 第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営 に関する基準
 - 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第185条・第186条)
 - 第2款 設備に関する基準(第187条)
 - 第3款 運営に関する基準(第188条 第196条)
- 第12章 特定施設入居者生活介護
 - 第1節 基本方針(第197条)
 - 第2節 人員に関する基準(第198条・第199条)
 - 第3節 設備に関する基準(第200条)
 - 第4節 運営に関する基準(第201条 第217条)
 - 第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人 員並びに設備及び運営に関する基準
 - 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第218条・第219条)
 - 第2款 人員に関する基準(第220条・第221条)
 - 第3款 設備に関する基準(第222条)
 - 第4款 運営に関する基準(第223条 第228条)
- 第13章 福祉用具貸与
 - 第1節 基本方針(第229条)
 - 第2節 人員に関する基準(第230条・第231条)

- 第3節 設備に関する基準(第232条)
- 第4節 運営に関する基準(第233条 第243条)
- 第14章 特定福祉用具販売
 - 第1節 基本方針(第244条)
 - 第2節 人員に関する基準(第245条・第246条)
 - 第3節 設備に関する基準(第247条)
 - 第4節 運営に関する基準(第248条 第254条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第70条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定に関する要件を定め、並びに法第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者を いう。

指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第41条第1項に 規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。

利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる 費用に係る対価をいう。

居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第2号に規定する 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅 サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した 費用の額とする。)をいう。

法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が 利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サ ービス費に係る指定居宅サービスをいう。

常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤 の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を 常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

- 第3条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者 の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、 地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サー ビス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努 めなければならない。

第2章 指定居宅サービス事業者の指定に関する要件

第4条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所又は薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

第3章 訪問介護

第1節 基本方針

第5条 指定居宅サービスに該当する訪問介護(以下「指定訪問介護」という。)の 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅に おいて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、 排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第6条 指定訪問介護の事業を行う者(以下「指定訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者(さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年さいたま市条例第 号。以下「指定介護予防サービス条例」という。)第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等省令」という。)第5条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年さいたま市条例第号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。)第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。
- 5 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、 指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体 的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第6条第1項から 第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する

基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する 常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障 がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にあ る他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第8条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用 の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければ ならない。
- 2 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、 指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体 的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第8条第1項に規 定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしてい るものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(提供の開始に当たっての説明及び同意)

- 第9条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第30条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、 前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申 込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織 を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この 場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定訪問介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第2項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定訪問介護事業者は、正当な理由がなく、指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域 (当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘 案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認 めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定 訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第12条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定 審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介 護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第13条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る 居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第9号に規定 するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、 その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把 握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護 支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携 に努めなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその 家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に 対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な 連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第16条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画(施行規則第64条第1号八及 び二に規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿 った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第18条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初

回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第20条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面に記載しなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 (利用料等の受領)
- 第21条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を 提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居 宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サー ビス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供 した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護 サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護 に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その 他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しな ければならない。

(指定訪問介護の基本取扱方針)

- 第23条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、 その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常に その改善を図らなければならない。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第24条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

指定訪問介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は その家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行 う。

指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(訪問介護計画の作成)

- 第25条 サービス提供責任者(第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。 以下この条及び第29条において同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス の内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。
- 2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

- 5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の 把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準 用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第26条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に 対する訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第27条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第28条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病 状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等 の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

- 第29条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業 務の管理を、一元的に行わなければならない。
- 2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規 定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、第25条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う ものとする。

指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。

訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

前各号に掲げるもののほか、サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第30条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第34条において「運営規程」という。)を 定めておかなければならない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

営業日及び営業時間

指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額

通常の事業の実施地域

緊急時等における対応方法

前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第31条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排泄、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

- 第32条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の

訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を 確保しなければならない。

(衛生管理等)

- 第33条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、 必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的 な管理に努めなければならない。

(掲示)

第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

- 第35条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た 利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な 理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよ う、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第36条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第37条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第38条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族 からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置 する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を 記録しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員か らの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に 協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又 は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容 を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して 国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条 第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176 条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指 導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わ なければならない。
- 6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、 前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 (地域との連携)
- 第39条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問 介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行 う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 (事故発生時の対応)
- 第40条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が 発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業 者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について

記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

- 第41条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 (記録の整備)
- 第42条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる 記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

訪問介護計画

- 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての 記録

第4章 訪問入浴介護

第1節 基本方針

第43条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第44条 指定訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定訪問入浴介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問入浴介護事業所」という。)ごと に置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節から第4節までに

- おいて「訪問入浴介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 1以上 介護職員 2以上
- 2 前項の訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者(指定介護予防サービス条例第44条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス条例第43条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第44条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第45条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務 に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業 所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、 又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとす る。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第46条 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第46条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第47条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問 入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、 あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問入浴介護の基本取扱方針)

- 第48条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。
- 2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第49条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところ によるものとする。

指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。

指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者 又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明 を行う。

指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護 技術をもってサービスの提供を行う。

指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。

(緊急時等の対応)

第50条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあ らかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必 要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

- 第51条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第52条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる 事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

営業日及び営業時間

指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額

通常の事業の実施地域

サービスの利用に当たっての留意事項

緊急時等における対応方法

前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(記録の整備)

- 第53条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 を整備しておかなければならない。
- 2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの 内容等の記録

次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録

(準用)

第54条 第9条から第20条まで、第22条、第27条及び第32条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第52条」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第5章 訪問看護

第1節 基本方針

第55条 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下「指定訪問看護」という。) の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅 において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その 療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(看護師等の員数)

第56条 指定訪問看護の事業を行う者(以下「指定訪問看護事業者」という。)が 当該事業を行う事業所(以下「指定訪問看護事業所」という。)ごとに置くべき看 護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者(以下「看護師等」という。)及 びその員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に定める とおりとする。

病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護ステーション」という。)

- ア 保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、2.5以上となる員数
- イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情 に応じた適当数

病院又は診療所である指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。) 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くべきものとする。

- 2 前項第1号アの看護職員のうち1人は、常勤の者でなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者(指定介護予防サービス条例 第56条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指 定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護(指定介護予 防サービス条例第55条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)の 事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護 予防サービス条例第56条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たす ことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 4 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域 密着型サービス条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービス条例第5条に規

定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス条例第7条第1項第4号アに規定する人員に関する基準を満たすとき(次項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス条例 第192条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて 受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス(指定地域密着型サービス 条例第191条に規定する指定複合型サービスをいう。)の事業が同一の事業所に おいて一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス条例第192条第 4項に規定する人員に関する基準を満たすとき(前項の規定により第1項第1号ア 及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、 当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たして いるものとみなすことができる。

(管理者)

- 第57条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に 従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーショ ンの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、 又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとす る。
- 2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。 ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な 知識及び技能を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第58条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備

えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の 事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の 区画を設けることで足りるものとする。

- 2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の 提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、 指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体 的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第58条第1項又 は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項又は前項に規 定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(サービス提供困難時の対応)

第59条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第60条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護 支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携 に努めなければならない。
- 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその 家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対 する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な 連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第61条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を 提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居 宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問看護の基本取扱方針)

- 第62条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、 療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常に その改善を図らなければならない。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第63条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第65条第1項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。

指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は その家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明 を行う。 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。

指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

特殊な看護等については、これを行ってはならない。

(主治の医師との関係)

- 第64条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。
- 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する訪問看護計画書及び 訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連 携を図らなければならない。
- 4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

- 第65条 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。
- 2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容 に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。
- 3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用 者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に 交付しなければならない。

- 5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しな ければならない。
- 6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関 し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 7 前条第4項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第66条 指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する 指定訪問看護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第67条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の 急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに 主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。 (運営規程)

第68条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

営業日及び営業時間

指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額

通常の事業の実施地域

緊急時等における対応方法

前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(記録の整備)

- 第69条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる 記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第64条第2項に規定する主治の医師による指示の文書

訪問看護計画書

訪問看護報告書

次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの 内容等の記録

次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録

(準用)

第70条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第41条まで及び第51条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第68条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第6章 訪問リハビリテーション

第1節 基本方針

第71条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第72条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士、作

業療法士又は言語聴覚士」という。)を置かなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス条例第71条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス条例第70条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第71条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等の要件)

- 第73条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第72条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第74条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する 指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部とし て、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該 指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除し て得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定

訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に 当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用 について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

- 第75条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第76条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語 聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

それぞれの利用者について、次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告する。

(訪問リハビリテーション計画の作成)

- 第77条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。
- 2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、 当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

(運営規程)

第78条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業 所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかな ければならない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

営業日及び営業時間

指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額

通常の事業の実施地域

前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(記録の整備)

第79条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

訪問リハビリテーション計画

次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの 内容等の記録

次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録

(準用)

第80条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第51条及び第60条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第78条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第7章 居宅療養管理指導

第1節 基本方針

第81条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るもの

でなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第82条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。)及びその員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

- ア 医師又は歯科医師 1以上
- イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養 管理指導の内容に応じた適当数

薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師を1以上置くこと。

指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス条例第56条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。)をいう。以下この章において同じ。)である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員を1以上置くこと。

2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者(指定介護予防サービス条例第80条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導(指定介護予防サービス条例第79条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第80条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第83条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有して

- いるほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。
- 2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第81条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第84条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居 宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定 居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指 導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるも のとする。
- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定居宅療養管理指導事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養 管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)

- 第85条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。
- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の

評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第86条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病 状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理 に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な 情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事 項、介護方法等についての指導、助言等を行う。

指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行う。

前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、 速やかに診療録に記録する。

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に 掲げるところによるものとする。 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導 又は説明を行う。

常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、 速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導 又は助言を行うこと。

それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、 速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告するこ と。

(運営規程)

第87条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(記録の整備)

- 第88条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸 記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの 内容等の記録

次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録

(準用)

第89条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第51条及び第60条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第87条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

第8章 通所介護

第1節 基本方針

第90条 指定居宅サービスに該当する通所介護(以下「指定通所介護」という。) の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅 において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要 な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消 及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第91条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が 当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従 業者(以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。)及びその 員数は、次のとおりとする。

生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間 帯に介護職員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス条例第89条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス条例第88条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

機能訓練指導員 1以上

2 当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から

第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提供が同時に一又は 複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に 従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、 指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体 的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第89条第1項か ら第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定す る基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第92条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支 障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内に ある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第93条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を 有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の 提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

食堂及び機能訓練室

- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない 広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、 指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体 的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第91条第1項か ら第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定す る基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第94条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を 提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居 宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サー ビス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の 支払を利用者から受けることができる。

利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

食事の提供に要する費用

おむつ代

前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に 負担させることが適当と認められる費用

- 4 前項第3号に掲げる費用については、指定居宅サービス等省令第96条第4項に 規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、 あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定通所介護の基本取扱方針)

- 第95条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、 その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常に その改善を図らなければならない。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第96条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助

を行う。

通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを 旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しや すいように説明を行う。

指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(通所介護計画の作成)

- 第97条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。
- 2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容に ついて利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護 計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービス の実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(運営規程)

第98条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

営業日及び営業時間

指定通所介護の利用定員

指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

通常の事業の実施地域

サービス利用に当たっての留意事項

緊急時等における対応方法

非常災害対策

前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第99条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の 従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に 直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会 を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第100条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第101条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第102条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は 飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなけ ればならない。
- 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又は まん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(記録の整備)

- 第103条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を 整備しておかなければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる 記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

通所介護計画

次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの 内容等の記録

次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録

(準用)

第104条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、 第34条から第41条まで及び第51条の規定は、指定通所介護の事業について準 用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第98条」 と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「訪問介護員 等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

> 第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関 する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第105条 第1節から第4節の規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

- 第106条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- 2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。) は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の 利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法第88条第1項 に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な 連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第107条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。
- 2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療 養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

- 第108条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第109条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

(設備及び備品等)

- 第110条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

第4款 運営に関する基準

(提供の開始に当たっての説明及び同意)

- 第111条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第118条に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第116条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第119条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第112条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの

利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第113条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密 接な連携に努めなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サ ービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者 又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援 事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と の密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第114条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、 理解しやすいように説明を行う。

指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護 技術をもってサービスの提供を行う。

指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを

提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等 との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を 十分に図る。

指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

(療養通所介護計画の作成)

- 第115条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。
- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅 サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(第65条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該 療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従った サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第116条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者 の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速や かに主治の医師又は第119条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行 う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準 用する。

(管理者の責務)

- 第117条 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第118条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

営業日及び営業時間

指定療養通所介護の利用定員

指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

通常の事業の実施地域

サービス利用に当たっての留意事項

非常災害対策

前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

- 第119条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。
- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接 し若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。 (安全・サービス提供管理委員会の設置)
- 第120条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(以下この条において「委員会」という。)を設置しなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、 事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏ま え、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するた めの方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第121条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記

録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

療養通所介護計画

前条第2項に規定する検討の結果についての記録

次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの 内容等の記録

次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録

(準用)

第122条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第94条(第3項第2号を除く。)、第95条及び第99条から第102条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第99条第3項中「通所介護従業者」を「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第9章 通所リハビリテーション

第1節 基本方針

第123条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下「指定通所 リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、 その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生 活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第124条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定通所リハビ

リテーション事業所」という。)ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「通所リハビリテーション従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な 1 以上の数

理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

- ア 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定通所リハビリ テーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(指定介護予 防サービス条例第105条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーシ ョン事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビ リテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サ ービス条例第104条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。 以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に あっては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防 通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数 が10人以下の場合は、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時 間」という。)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の 数が1以上確保されていること、又は利用者の数が10人を超える場合は、提 供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法 士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者 の数を10で除した数以上確保されていること。
- イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以 上確保されていること。
- 2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、 提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療 法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確 保されていること、又は利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて 専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若 しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した 数以上確保されていること。

前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しく はこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方 法で、0.1以上確保されること。

- 3 第1項第1号の医師は、常勤の者でなければならない。
- 4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第105条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

- 第125条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員(当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。
- 2 指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要 な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具

を備えなければならない。

3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第106条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)

- 第126条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の 防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第127条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものと する。

指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の 状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービ スを提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性 に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第128条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーショ

ンの提供に当たる通所リハビリテーション従業者(以下この条において「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

- 2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、 当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容 について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リ ハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。 (管理者等の責務)
- 第129条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。
- 2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指 定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるための必要 な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第130条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

営業日及び営業時間

指定通所リハビリテーションの利用定員

指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

通常の事業の実施地域

サービス利用に当たっての留意事項

非常災害対策

前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(衛生管理等)

- 第131条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(記録の整備)

- 第132条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に 関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

通所リハビリテーション計画

次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの 内容等の記録

次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録

(準用)

第133条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第2 2条、第27条、第28条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第 60条、第94条及び第99条から第101条までの規定は、指定通所リハビリテ ーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護 員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30 条」とあるのは「第130条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第99条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第10章 短期入所生活介護

第1節 基本方針

第134条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第135条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事 業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」 という。)ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この 節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)及びその員数は、 次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において 同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入 所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス) 条例第117条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以 下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予 防短期入所生活介護(指定介護予防サービス条例第116条に規定する指定介護予 防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的 に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は 指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第152条に おいて同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が 40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の 栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営

を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号 の栄養士を置かないことができる。

医師 1以上

生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに 1以上

介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上

栄養士 1以上

機能訓練指導員 1以上

調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当 数

- 2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に 規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であって、その全部又は一部が 入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの に置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかか わらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみな した場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保 されるために必要な数以上とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和23年法律第205号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

- 5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれ のうち1人は、常勤の者でなければならない。ただし、利用定員が20人未満であ る併設事業所の場合にあっては、この限りでない。
- 6 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止 するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他 の職務に従事することができるものとする。
- 7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第117条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第136条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(利用定員等)

- 第137条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定 短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第135条第 2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。
- 2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護事業所(第158条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。)を除く。)とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第119条第1項及び第2項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第138条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。) を 2 階及び地階のいずれにも設けていないこと。

居室等を 2 階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第155条において準用する第101条に規定する計画に利用者の 円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- イ 第155条において準用する第101条に規定する訓練については、同条に 規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等と の連携体制を整備すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理

室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、 円滑な消火活動が可能なものであること。

避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期 入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければなら ない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施 設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福 祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障が ない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、 これらの設備を設けないことができる。

居室

食堂

機能訓練室

浴室

便所

洗面設備

医務室

静養室

面談室

介護職員室

看護職員室

調理室

洗濯室又は洗濯場

汚物処理室

介護材料室

- 4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 5 第135条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、 第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人 ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

居室

- ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。 食堂及び機能訓練室
- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支 障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない 広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。

洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。

7 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、 次のとおりとする。

廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7 メートル以上とすること。

廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

階段の傾斜を緩やかにすること。

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第120条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(提供の開始に当たっての説明及び同意)

- 第139条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第151条に規定する重要事項に関する規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

- 第140条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくは その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び 精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支 障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービ

スを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の受領)

- 第141条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定 短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指 定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活 介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける ものとする。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入 所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入 所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じない ようにしなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

指定居宅サービス等省令第127条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

指定居宅サービス等省令第127条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

送迎に要する費用(指定居宅サービス等省令第127条第3項第5号に規定する厚生労働大臣が定める場合を除く。)

理美容代

前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜の うち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者 に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定居宅サービス等省令第 127条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

- 第142条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の 防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必 要な援助を妥当適切に行わなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁 寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解し やすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけ

ればならない。

6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の 評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所生活介護計画の作成)

- 第143条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。
- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該 計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際に は、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

(介護)

- 第144条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の 充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者 を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、 排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを 適切に取り替えなければならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着 替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなけ

ればならない。

7 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

- 第145条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第146条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

- 第147条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康 の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。 (相談及び援助)
- 第148条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第149条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第150条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を 行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第151条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなら ない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

利用定員(第135条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)

指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

通常の送迎の実施地域

サービス利用に当たっての留意事項

緊急時等における対応方法

非常災害対策

前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第152条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第135条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活 介護事業所にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超 えることとなる利用者数

前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあっては、利用定員及び居室 の定員を超えることとなる利用者数

(地域等との連携)

第153条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自 発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 (記録の整備)

第154条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する

諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

短期入所生活介護計画

次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの 内容等の記録

第142条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の 心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録

(準用)

- 第155条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、 第27条、第34条から第41条まで、第51条、第99条、第101条及び第1 02条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合におい て、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第9 9条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替 えるものとする。
 - 第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び 運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第156条 第1節、第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本

方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 (基本方針)

第157条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び 人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよ う配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な 日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用 者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第158条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は 消防署長と相談の上、第168条において準用する第155条において準用す る第101条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために 必要な事項を定めること。
- イ 第168条において準用する第155条において準用する第101条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等と の連携体制を整備すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有 する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユ

ニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理 室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消 火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、 円滑な消火活動が可能なものであること。

避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、 指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

ユニット

浴室

医務室

調理室

洗濯室又は洗濯場

汚物処理室

介護材料室

4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設ユニット型事業所」という。)にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニッ

ト型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備(ユニットを除く。)をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第135条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(さいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年さいたま市条例第 号)第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の場合にあっては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。 6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

ユニット

ア 居室

- (ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (f) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス条例第141条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防サービス条例第139条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第167条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節にお

いて同じ。)は、おおむね10人以下としなければならない。

- (ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視 線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に 一定の隙間が生じても差し支えない。
- (I) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。 イ 共同生活室
 - (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (4) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (1) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

工 便所

- (7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (1) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7 メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、 従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル 以上(中廊下にあっては、1.8メートル以上)として差し支えない。

廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

階段の傾斜を緩やかにすること。

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。 ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第141条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第159条 第137条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について 準用する。

第3款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第160条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない 指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、 指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額 が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

指定居宅サービス等省令第140条の6第3項第3号に規定する厚生労働大臣 の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

指定居宅サービス等省令第140条の6第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

送迎に要する費用(指定居宅サービス等省令第140条の6第3項第5号に規定する厚生労働大臣が定める場合を除く。)

理美容代

前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜の うち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者 に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定居宅サービス等省令第 140条の6第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの 提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容 及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によ るものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第161条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの 生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするた め、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日 常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って 生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を 常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

- 第162条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的 な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術 をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、 利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神 的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会 を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことを もって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者 については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならな い。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従 事させなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

- 第163条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の 状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切 な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを 支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第164条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、 教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれら の活動を支援しなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第165条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

利用定員(第135条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)

ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第135条第2項の規定の適用を 受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)

指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

通常の送迎の実施地域

サービス利用に当たっての留意事項

緊急時等における対応方法

非常災害対策

前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第166条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員 を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニッ

ト型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第167条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、 虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第135条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、当該ユニット型特別養護老 人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、ユニッ トごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第168条 第139条、第140条、第143条、第146条から第148条まで、第150条及び第153条から第155条(第99条の準用に係る部分を除く。)までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第139条第1項中「第151条」とあるのは「第165条」と、第154条第2項第2号中「次条」とあるのは「第168条において準用する第155条」と、同項第3号中「第142条第5項」とあるのは「第161条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第168条において準用する第155条」と読み替えるものとする。

第11章 短期入所療養介護

第1節 基本方針

第169条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護(以下「指定短期入所療養介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族

の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第170条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス条例第154条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス条例第153条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第182条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130 条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規 定による改正前の法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1 項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」 という。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療 養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療 法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設 の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護 療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第154条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第171条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定す る介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健 施設(さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関 する条例(平成24年さいたま市条例第 号)第42条に規定するユニット型 介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することと する。

指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成 18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設(さいたま市指定介護療養型医療施設の人 員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年さいたま市条例第 号)第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる要件に適合すること。

- ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者 1 人につき 6 . 4 平方メートルとすること。
- イ 食堂及び浴室を有すること。
- ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。
- 2 前項第3号及び第4号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
- 3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第155条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(対象者)

第172条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有す

るものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

- 第173条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定 短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指 定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養 介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける ものとする。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入 所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入 所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じない ようにしなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護 サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基 準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代 わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に 規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

指定居宅サービス等省令第145条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

指定居宅サービス等省令第145条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定

める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要と なる費用

送迎に要する費用(指定居宅サービス等省令第145条第3項第5号に規定する厚生労働大臣が定める場合を除く。)

理美容代

前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜の うち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者 に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定居宅サービス等省令第 145条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

- 第174条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の 防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の 療養を妥当適切に行わなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配意して行わなければならない。
- 3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁 寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやす いように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を 除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様

及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の 評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所療養介護計画の作成)

- 第175条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。
- 2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該 計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際に は、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

(診療の方針)

第176条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。

診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、 要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげるこ とができるよう適切な指導を行う。

常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。

特殊な療法又は新しい療法等については、指定居宅サービス等省令第148条 第5号に規定する厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。

指定居宅サービス等省令第148条第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。

入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(機能訓練)

第177条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第178条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者 を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを 適切に取り替えなければならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着 替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第179条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮 したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第180条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション 行事を行うよう努めるものとする。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第181条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

通常の送迎の実施地域

施設利用に当たっての留意事項

非常災害対策

前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第182条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

- 第183条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する 諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

短期入所療養介護計画

次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの 内容等の記録

第174条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の 心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録

(準用)

- 第184条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第51条、第99条、第101条、第131条、第139条、第140条第2項及び第153条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第99条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第139条中「第151条」とあるのは「第181条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。
 - 第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び 運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第185条 第1節、第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第186条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び 人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよ う配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医 療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に 社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の 心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもので なければならない。

第2款 設備に関する基準

第187条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。

介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介 護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。

指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)を有することとする。

療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。

療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス条例第172条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービス条例第170条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第172条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第188条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない 指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、 指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額 が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次

に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

指定居宅サービス等省令第155条の5第3項第3号に規定する厚生労働大臣 の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴 い必要となる費用

指定居宅サービス等省令第155条の5第3項第4号に規定する厚生労働大臣 の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

送迎に要する費用(指定居宅サービス等省令第155条の5第3項第5号に規定する厚生労働大臣が定める場合を除く。)

理美容代

前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜の うち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者 に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定居宅サービス等省令第 155条の5第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、

文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

- 第189条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの 生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするた め、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日 常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って 生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を 常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記 録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養 介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第190条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の 病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、

利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう 適切に支援しなければならない。

- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神 的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会 を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことを もって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者 については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならな い。
- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護 及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

- 第191条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の 状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切 な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを 支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第192条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、

教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれら の活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第193条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

通常の送迎の実施地域

施設利用に当たっての留意事項

非常災害対策

前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第194条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員 を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直

接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第195条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に あっては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合に おいて入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者と みなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者 数

(準用)

第196条 第172条、第175条から第177条まで、第183条及び第184条(第99条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第183条第2項第2号中「次条」とあるのは「第196条において準用する第184条」と、同項第3号中「第174条第5項」とあるのは「第189条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第196条において準用する第184条」と、第184条中「第181条」とあるのは「第193条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第12章 特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

- 第197条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護(以下「指定特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、特定施設サービス計画(法第8条第11項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が当該指定特定施設(特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定特定施設入居者生活介 護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。
- 3 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第 5 節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこと とする。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第198条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定 特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「特定施設従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。
 - 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに 1以上

看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介 護職員

- ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。
- イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
 - (ア) 利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、 1以上

- (4) 利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1 に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た 数以上
- ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。

機能訓練指導員 1以上

計画作成担当者 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス条例第183条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス条例第183条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者及びその員数は、次のとおりとする。

生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100又はその端数を増すごとに1以上

看護職員又は介護職員

- ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。)第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1以上並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。
- イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

- (ア) 総利用者数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
- (イ) 総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1 に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た 数以上
- ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者 生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予 防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この 限りでない。

機能訓練指導員 1以上

計画作成担当者 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

- 3 前 2 項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度 の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護 の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上 は、常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画(第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護

及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、看護職員及び介護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

(管理者)

第199条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

- 第200条 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物 を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理 室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消 火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、 円滑な消火活動が可能なものであること。

避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定特定施設は、一時介護室(一時的に利用者を移して指定特定施設入居者生活 介護を行うための室をいう。以下同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有 しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が 確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広 さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。

4 指定特定施設の介護居室(指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室 をいう。以下同じ。)、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基 準を満たさなければならない。

介護居室は、次の基準を満たすこと。

- ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。
- イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
- ウ地階に設けてはならないこと。
- エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

- 5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有 するものでなければならない。
- 6 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものと する。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法(昭和23年法律第186号)の定めるところによる。
- 8 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス条例第186条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(入居に当たっての説明及び契約の締結等)

- 第201条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第212条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不 当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護 を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしてい る場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思 の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければなら ない。
- 4 第9条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について 準用する。

(指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

- 第202条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由がなく、入居者に対 する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第203条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。)を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第204条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第205条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定 特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、 指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理 な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲 げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用おむつ代

前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される

便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その 利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に 当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費 用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

- 第206条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は 悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生 活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護は、次条第1項に規定する特定施設サービス計画に 基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定特定施設の特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの 提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(特定施設サービス計画の作成)

- 第207条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者(第198条第1項第4号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。)に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことがで

きるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決 すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達 成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特 定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容 について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なけれ ばならない。
- 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サー ビス計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更に ついて準用する。

(介護)

- 第208条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の 充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法 により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。 (健康管理)
- 第209条 指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するととも に、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

- 第210条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その 置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に 適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。 (利用者の家族との連携等)
- 第211条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第212条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

事業の目的及び運営の方針

特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容

入居定員及び居室数

指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続

施設の利用に当たっての留意事項

緊急時等における対応方法

非常災害対策

前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第213条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定 特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入 居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、 この限りでない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設 入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合

にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を 記録しなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、 その研修の機会を確保しなければならない。

(協力医療機関等)

- 第214条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備える ため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めて おくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

- 第215条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努め なければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した 指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣 する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努 めなければならない。

(記録の整備)

- 第216条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に 関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活 介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ ればならない。

特定施設サービス計画

第204条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

第206条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の 心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第213条第3項に規定する結果等の記録

次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録

施行規則第64条第3号に規定する書類

(準用)

第217条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、 第50条、第51条、第101条、第102条及び第146条の規定は、指定特定 施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪 問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第50条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

> 第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、 人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第218条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下この節において「基本サービス」という。)及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者(以下この節において「受託居宅サービス事業者」という。)により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話(以下この節において「受託居宅サービス」という。)をいう。)の事業を行うものの基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第219条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ 円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定 施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにす るものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第220条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設 ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者(以下「外部サービス利用型特定施 設従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに 1以上

介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1人 以上

計画作成担当者 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス条例第207条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス条例第206条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者及びその員数は、次のとおりとする。

生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100又はその端数を増すごとに1以上

介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以

- 上及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上 計画作成担当者 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)
- 3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度 の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定特 定施設の従業者(第1項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。) を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。
- 5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に 従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者(第2項の場合にあって は、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定 施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画(第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第221条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

- 第222条 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物 を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有

する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指 定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた ときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理 室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消 火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、 円滑な消火活動が可能なものであること。

避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

- 3 指定特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、 居室の面積が25平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができる ものとする。
- 4 指定特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。

居室は、次の基準を満たすこと。

- ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。
- イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
- ウ地階に設けてはならないこと。
- エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有

するものでなければならない。

- 6 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものと する。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。
- 8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス条例第210条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

(入居に当たっての説明及び契約の締結等)

- 第223条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、 入居申込者又はその家族に対し、第225条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅サービス事業所」という。)の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居(養護老人ホームに入居する場合は除く。)及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、 入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して 介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用

者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第9条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について 準用する。

(受託居宅サービスの提供)

- 第224条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第225条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

事業の目的及び運営の方針

外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容

入居定員及び居室数

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地

利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

施設の利用に当たっての留意事項

緊急時等における対応方法

非常災害対策

前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(受託居宅サービス事業者への委託)

第226条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事

業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービ ス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)でなければならない。
- 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、 指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、 指定通所リハビリテーション、第229条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地 域密着型サービス条例第61条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定認知症 対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締 結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市内に所在する指定認知症対応型通 所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供され る契約を締結しなければならない。
- 7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第227条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設

- 備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部 サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

特定施設サービス計画

第224条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録

前条第8項に規定する結果等の記録

次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録

次条において準用する第204条第2項に規定する提供した具体的なサービス の内容等の記録

次条において準用する第206条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

次条において準用する第213条第3項に規定する結果等の記録 施行規則第64条第3号に規定する書類

(準用)

第228条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第50条、第51条、第101条、第102条、第202条から第207条まで、第210条、第211条及び第213条から第215条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第50条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第204条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第207条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サ

ービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第213条中「指 定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第13章 福祉用具貸与

第1節 基本方針

第229条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

- 第230条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。
- 2 指定福祉用具貸与事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、 当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ 当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規 定する基準を満たしているものとみなすことができる。

指定介護予防福祉用具貸与事業者(指定介護予防サービス条例第219条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス条例第219条第1項

指定特定介護予防福祉用具販売事業者(指定介護予防サービス条例第234条 第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス条例第234条第1項 指定特定福祉用具販売事業者 第245条第1項

(管理者)

第231条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第232条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第240条第3項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。
- 2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

福祉用具の保管のために必要な設備

- ア 清潔であること。
- イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分する ことが可能であること。

福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス条例第218条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第221条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第233条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉 用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用 具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払 われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通 費

福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

- 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、 あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又は その一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由がなく支払に応 じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当 該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)

- 第234条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止及び利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具 を貸与しなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第235条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛 生状態等に関し、点検を行う。

指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用 具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時 の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応 じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与 した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行 う。

居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に 指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支 援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な 場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるも のとする。

(福祉用具貸与計画の作成)

- 第236条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第252条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅

サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与 計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について で準用する。

(運営規程)

第237条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

営業日及び営業時間

指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 通常の事業の実施地域

前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(適切な研修の機会の確保)

第238条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、 福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第239条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第240条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、 必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具とがある。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、 衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示及び目録の備付け)

- 第241条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、 運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事 項を掲示しなければならない。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用 具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要 事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

- 第242条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

福祉用具貸与計画

次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの 内容等の記録

第240条第4項に規定する結果等の記録

次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録

(準用)

第243条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条から第41条まで、第51条並びに第99条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第237条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第99条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第14章 特定福祉用具販売

第1節 基本方針

第244条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売(以下「指定特定福祉用具販売」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具(法第8条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第245条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定福祉用具販売事

業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 指定特定福祉用具販売事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス条例第219条第1項

指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス条例第234条 第1項

指定福祉用具貸与事業者 第230条第1項

(管理者)

第246条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第247条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの 区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等 を備えなければならない。
- 2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売(指定介護予防サービス条例第233条に規定する指定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第236条第1項に規定する設備に関する基準を

満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第248条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

- 第249条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額(以下「販売費用の額」という。)の支払を受けるものとする。
- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用 の額の支払を利用者から受けることができる。

通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の 交通費

特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要となる書類等の交付)

第250条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用 の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付 しなければならない。

当該指定特定福祉用具販売事業所の名称

販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

領収書

当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第251条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げる ところによるものとする。

指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定福祉用 具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、 専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具 の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具 の販売に係る同意を得るものとする。

指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

(特定福祉用具販売計画の作成)

- 第252条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第236条第1項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。
- 2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該 居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉 用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

(記録の整備)

- 第253条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する 諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

特定福祉用具販売計画

第248条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録

(準用)

第254条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条から第41条まで、第51条、第99条第1項及び第2項、第234条、第237条から第239条まで並びに第241条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第254条において準用する第237条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第99条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第234条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第237条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第238条及び第239条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日前から存する老人短期入所事業(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第20条による改正前の老人福祉法(以下この項において「旧老福法」という。)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業をいう。)の用に供する施設(専ら当該事業の用に供するものに限る。)又は老人短期入所施設(旧老福法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。)(基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第138条第6項第1号ア及びイ、第2号ア並びに第7項の規定は適用しない。
- 3 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第171条第1項第3号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。

浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

- 4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第171条第1項第3号の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。
- 5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第171条第1項第3号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。
- 6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養

介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の 適用を受けるものについては、第171条第1項第3号の規定にかかわらず、機能 訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及 び器具を備えなければならない。

7 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の 旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診 療所旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する診療所である指定短期入所療 養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定 の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第171条第1項第3号 の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければなら ない。

食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者 1 人につき 1 平方メートル以上の広さを有しなければならない。

浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

- 8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期 入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の 規定の適用を受けている病室を有するものについては、第171条第1項第3号の 規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければな らない。
- 9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期 入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の 規定の適用を受けている病室を有するものについては、第171条第1項第3号の 規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者 1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。
- 10 平成11年3月31日前から存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして指定居宅サービス等省令附則第13条に規定する厚生労働大臣が定めるものにあっては、第200条第3項又は第222条第3項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム(以下「養護老人ホ

ーム等」という。)を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び 食堂を利用することができるものであること。

入所定員が50人未満であること。

入所者から支払を受ける家賃並びに管理費及び運営費の合計額(以下「家賃等」という。)が比較的低廉であること。

入所者から利用料、第205条第3項各号に掲げる費用及び家賃等以外の金品 (一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。)の支払を受けないこと。

- 1 平成15年4月1日前から指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所(同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第28号)による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第9章第5節(第140条の4第6項第1号ロを除く。)に規定する基準を満たすものについて、第158条第6項第1号イ(小の規定を適用する場合においては、同号イ(小中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
- 12 平成15年4月1日前から指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所(同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項において同じ。)は、指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。
- 13 平成15年4月1日前から指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所であって、第10章第2節に規定する基準を満たすものが、その旨を市長に申し出た場合(この条例の施行の際現にすでに申し出た者を含む。)には、前項の規定は適用しない。
- 14 平成17年10月1日前から指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の 事業を行う事業所(同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項に おいて同じ。)は、指定短期入所療養介護事業所であってユニット型指定短期入所 療養介護事業所でないものとみなす。

- 15 平成17年10月1日前から指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の 事業を行う事業所であって、第10章第2節及び第5節に規定する基準を満たすも のが、その旨を市長に申し出た場合(この条例の施行の際現にすでに申し出た者を 含む。)には、前項の規定は適用しない。
- 16 介護保険法の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第10条第 1項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施 設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であって、平成18年4月 1日前から定員4人以下であるものについては、第200条第4項第1号ア及び第 222条第4項第1号アの規定は適用しない。
- 17 平成18年4月1日前から存する養護老人ホーム(同日において建築中のものを含む。)については、第222条第4項第1号アの規定は適用しない。
- 18 当分の間、利用者のうち認定省令附則第2条に規定する経過的要介護に該当する者については、第198条第1項第2号ア及び同条第2項第2号ア中「3」とあるのは「10」と、第220条第1項第2号及び同条第2項第2号中「10」とあるのは「30」とする。
- 9 平成15年4月1日以前から指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所(同日において建築中のものであって、同月2日以降に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成15年前指定短期入所生活介護事業所」という。)であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定居宅サービス等旧省令」という。)第140条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所であるもの(平成23年9月1日において改修、改築又は増築中の平成15年前指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。)であって、同日以後に指定居宅サービス等旧省令第140条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなるものを含み、同日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に指定の更新をしたものを除く。)に係る設備及び運営に関する基準については、施行日以後

- 最初の指定の更新までの間は、指定居宅サービス等旧省令第140条の14から第140条の25までの規定の例による。
- 2 0 平成17年10月1日以前から指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行っている事業所(同日において建築中のものであって、同月2日以降に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成17年前指定短期入所療養介護事業所」という。)であって、指定居宅サービス等旧省令第155条の15第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもの(平成23年9月1日において改修、改築又は増築中の平成17年前指定短期入所療養介護事業所(ユニット型指定短期入所療養介護事業所を除く。)であって、同日以後に指定居宅サービス等旧省令第155条の15第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含み、同日から施行日の前日までの間に指定の更新をしたものを除く。)に係る設備及び運営に関する基準については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、指定居宅サービス等旧省令第155条の13から第155条の23までの規定の例による。
- 2 1 第42条第2項、第53条第2項、第69条第2項、第79条第2項、第88条第2項、第103条第2項、第121条第2項、第132条第2項、第154条第2項、第183条第2項、第216条第2項、第227条第2項、第242条第2項及び第253条第2項(第168条及び第196条において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の際現に指定居宅サービス等省令第39条第2項、第53条の2第2項、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の2第2項、第105条の18第2項、第118条の2第2項、第139条の2第2項、第154条の2第2項、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項及び第215条第2項(指定居宅サービス等省令第140条の13及び第155条の12において準用する場合を含む。)の規定により保存されている記録(その整備が完結していないものを含む。)及び施行日以後に整備される記録について適用する。